

別表 2 (第4条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1 会費徴収基準

区 分	金 額 (円/月)	備 考
金融機関	3、000	1. 定款会員及び特別会員については、左表に準じる。ただし、青年部女性部の正副部長は、免除とする。 2. 平成18年5月1日施行の会社法に基づき設立された法人は、その種別に関係なく月額1、200円とする。
法人 株式会社	2、000	
〃 その他の法人・団体	1、200	
個人事業所	800	
ただし、個人70歳以上又は寡婦65歳以上の事業所	500	

2 会費の納入方法

- 1) 集 金
- 2) 自動振替
- 3) そ の 他

3 会費の納入時期

年4回(6月、9月、12月、3月)

4 会費の納入期限

3月末